

会議録

名称	平成30年度第4回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成30年12月25日（火）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎地下1階第19会議室
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、前田、森田、河野、石川、西崎、山田、伊藤、深山、福谷、上田、佐藤、中野、橋爪、平尾</p> <p>（区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、保健予防課長、碑文谷保健センター長、障害福祉課長、介護保険課長</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p><事前配付資料> 諮問事項の資料</p> <p><席上配付資料> 情報公開・個人情報保護審議会の運営について 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）</p>
会議次第	<p>1 区からの委嘱</p> <p>2 運営事項 （1）会長、副会長の選出について （2）情報公開・個人情報保護審議会の運営について</p> <p>3 諮問事項 （1）目黒区産後ケア事業（訪問型）の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて （2）高額障害福祉サービス等給付費の算定の外部委託に係る個人情報の取扱いについて （3）介護保険事業者指定業務に係る電子計算組織の外部結合について</p> <p>4 その他</p>

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

<平成30年度第4回審議会発言記録>

1 区からの委嘱

2 運営事項

(1) 会長、副会長の選出について

(2) 情報公開・個人情報保護審議会の運営について

3 諮問事項

(1) 目黒区産後ケア事業（訪問型）の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約17分)
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。
委員	申請書によって対象者の方から個人情報が出てきて、それを相手のうちへ行くときにメモで持っていくということでしたけれども、そのメモにはどういった内容が記載されるのか、ちょっと教えてください。
区側	現在、新生児訪問等でも実績としてやっているものでございますが、1つは、申請者氏名、それから対象者の氏名等はイニシャルにしております。住所などの町名は除いて、何丁目何番何号というようなところで特定できないような形で暗号化といいますか、記号化したものをメモにしております。
委員	そうすると、これは助産師さんが、相手の名前はイニシャルで、相手のうちを訪問するときは、頭の中に住所を入れて相手先を訪問するという認識でよろしいでしょうか。
区側	はい。そのとおりでございます。
委員	わかりました。
会長	どうぞ。
委員	幾つか教えていただきたいんですけども、まず前提として、助産師に委託を行うわけですが、こうした助産師を配置している事業所はどのぐらいあるのでしょうか。これを見ていると、産後4カ月ごろまでということなんですけど、このケアというか、助産師が通う月数は大体どのぐらいを設定されているのでしょうかということが1つ。 あと、個人情報との関係なんですけれども、追跡可能な方法による郵送というのがありますが、これは申請のときにも実施報告のときにもありますが、これは追跡可能だというのは、書留ということでしょうか。その辺を教えていただきたい。まずそれだけ。
区側	まず1点目、助産師の登録数ということですが、目黒区内は7件でございます。 2点目、4カ月ごろまでということで、月数ということですが、回数は1回を想定しております。この事業だけではなく、その前後にも新生児訪問、乳児健診、フレッシュママの集いなどメニューとしてはいろいろ用意してございます。ただ、個人のニーズに合わせたというところでは今までなかったもので、これを1回加えたということでございます。

	<p>それから、3番目の追跡可能な郵送ということですが、これはレターパックを想定してご います。 以上です。</p>
委員	<p>あと、個人情報の保護に関する特記仕様書というものがありますけれども、第2条で、「乙は、 甲から提供を受けた個人情報及び委託契約の履行により知り得た」云々かんぬん、「委託契約が 終了し、又は解除された後においても同様とする」ということで、それは当然だと思うんです けれども、例えばいろんな資料を簡単にコピーできるわけですよね。その辺の資料を事業者が コピーしたかしないかというのは全くわからないわけです。この仕様書があるけれども、その 辺、区の管理はどうなっているのかというのを教えていただきたい。</p> <p>あと、第5条に、契約するに当たっては、事業者が研修をするということなんですけれども、 これは非常に大切だと思うんです。その点については、講習内容というものはきちんと決まっ ていて、例えば決まっていた講座を全部きちんと講習しなければ、委託業者として受けるこ とができない、その辺はきちんとされているのかどうかということ。</p> <p>あと、第7条の、「乙は、委託契約の履行により知り得た個人情報を、委託された業務以外の 用途に使用してはならない。また、第三者の利用に供してはならない」等々書いてあるんです けれども、その辺のチェックはどうするんでしょうかというか、きちんと、例えば生活保護か そうじゃないかというのがありますよね。いろんな重要な情報が入っているわけですから、こ の管理というか、知り得た個人情報を事業者が守っていくのか。先ほども重なってしまうん ですけれども、きちんとできていくのかとか、その辺の区の管理というか、どうなっているの か教えていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>まず、助産師に課せられた守秘義務について法令での規定がございます。刑法134条の、 業務上取り扱ったことについて秘密を漏らしたとき、これは6カ月以下の懲役または10万円 以下の罰金に処するというような罰則規定が課せられております。まず前提としてそういった ところではございますが、区が実施する研修、これは今、広報課が実施しているような研修に 準じたものを想定しております。</p> <p>また、7条の区のチェックでございますが、前提として、刑法が課せられているという点と、 それから新生児訪問を実績としてこれまで長く続けていただいた助産師ということもございま すので、そういったところで、当然研修とか未然防止策にも努めてまいります、都度チェッ クしながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>区が、きちんと仕様書どおりに、その事業者がきちんと守られているかという、そういう管 理はどのように行われるのかお聞きしたい。ここが一番大切だと思うんです。それと、もうお しまいになった書類というのはシュレッダーにかけられるんですか。その辺はどうなるん ですか。</p>
区側	<p>申請書の写しですが、報告書と一緒に区に返却してもらおうということを想定しております。 ですので、区は申請書の写しと報告書を受け取って、区で管理という形になります。</p> <p>区の個人情報の取り扱いに関する管理でございますが、必要に応じて連絡会等では啓発とい</p>

	<p>いますか注意喚起していることと、個人事業主になるわけですが、状況によっては事業主を訪問して確認するといったことも想定しております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>そうすると、やっぱりきちっと管理することができないのかなという気がしてならないんです。相手を信じるという感じなんだけれども、基本的にはその書類は全部戻すわけですが、例えば、ほんとうにコピーが簡単にできちゃうわけですから、その辺をしないという確証が得られるのかどうかというのは、非常に疑問かなということがあるんですが、その点いかがでしょうか。</p>
区側	<p>事前にそういった特記仕様書を取り交わす中では、十分理解していただけるように、履行していただけるように、区としては毅然として指導してまいりたいと思っております。</p> <p>また、刑法で、この助産師という職業には課せられているわけですので、万一そういった疑いがある場合には、刑法の中での罰則規定があります。</p> <p>すいません、説明が不足しておりました。刑法134条に係る規定でございますが、医師や薬剤師等、そういった医療にかかわる方たちにも同じく適用されているものですので、助産師さんもほかも同じ条件ということでございます。</p>
委員	<p>ちょっと耳の痛い話で申しわけないんですが、この産後ケアというのは、国の目的が虐待防止とか、そういうところにつながっていく問題だと思うんです。説明の中でも、見た人で1回限りということではありましたけれども、そこで心理的な不安等があったときには連携するというようなお話がありましたが、その連携先にどのような形でこうした書類が行くのかということも非常に重要な問題だと思うんですが、このあたりについてはいかがなものかということをお伺いしたいと思います。</p>
区側	<p>この産後ケアの受託者、助産師は、まず、全て区に報告をいたします。区からの連携ということになりまして、その状況に応じて、例えば子ども家庭支援センターであったり児童相談所ということであれば、区のほうから通報し連携をとっていくという流れになっています。</p> <p>また、医療機関におきましても、区の保健師が一旦報告を受けて、区の保健師からの連携という流れになっております。</p> <p>この医療機関等の連携につきましては、国の通知がございまして、虐待事件等を受けた中で、相互の通報に関しては個人情報とは別に、命の危険がある場合には先に通報するということになってございますので、そういった取り扱いで行っていきたいと考えております。</p>
区側	<p>ちょっと補足でよろしいでしょうか。新任の皆様はご存じないかと思うのですが、平成30年第2回の本審議会が8月7日に行われました。そのときに、児童虐待の未然防止と要保護児童の早期発見に向けた警察との情報共有等に関する協定の締結に伴う個人情報の取扱いについてご審議いただいたことをご記憶なさっている方もいらっしゃると思うのですが、児童虐待防止のためには迅速な情報共有と連携が必要ということで、それは要保護児童対策地域協議会の中で必要な情報は共有されているところです。</p> <p>その際に、碑文谷保健センター、保健予防課などで用いるこの委託業務に関する申請書とか報告書がそのままダイレクトに出ていくというのではなくて、「このポイントが危険なので、こういう機能を持つ機関がこうかかわれば」ということが総合的に話し合われます。それは虐</p>

	<p>待防止、生命や身体の危機を救うために必要最小限な情報を提供し合って、連携して子供の救済に当たるということで、そういった中に、今後この事業が発足しましたら位置づけられることになるかと思えます。</p> <p>補足は以上です。</p>
委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですけども、助産師さんへの委託ということで、先ほどは事業所7件と、そこのお話があったんですが、これは事業所とだけしか委託契約を結ばないんですか。それとも、助産師さん個人の委託も行うんですか。</p>
区側	<p>個人事業主という立場での契約になります。</p>
委員	<p>そうすると、助産師さんを抱えている事業所と委託契約を結ぶのですか。</p>
区側	<p>目黒区には、複数の助産師さんがいらっしゃる助産院というのはなくて、個人が事業主として業務をやっている、そこが7件ということでございます。</p>
委員	<p>そうですね。だから、個人の事業主さんと委託契約を結ぶことを想定されている、そういう制度ですね。</p>
区側	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>だから、さっき7件ってあったんですけども、7人の方ということですか。</p>
区側	<p>失礼いたしました。7人の方のうちの、今回は当面2人の方に委託することにしております。助産師は今7人いらっしゃいますが、区の新児訪問の実績がある、または健診などに従事していただいている、それから、他区での産後ケア事業、乳房マッサージなどの経験がある方ということで、2人の方をお願いするということです。</p>
委員	<p>もうお二人って決まっているわけですね。</p>
区側	<p>はい。今のところ内諾をいただいております。</p>
委員	<p>それで、今のお話を聞いていますと、やっぱり個人の事業主さんだということですので、特記仕様書の中でちょっと気になるんですけども、第4条の適正管理で、「個人情報の取扱いに関する基本方針及び取扱規程を整備しなければならない」、その上で必要かつ適切な監督を行いなさいという条文があるわけです。さらに3項で入退室の規制や管理とか防犯対策、その他必要な情報セキュリティ対策を講じなさいと、個人事業主に対してはかなり厳しいといえますか、どうやったらいいんだろうと思うような求めだと思うんです。この辺のところはちょっと現実的ではないような気がするんです。</p> <p>例えば1項のところであれば、目黒区のほうで基本方針、取扱規程とはどんなものかというひな形をお示しして、それを事業主としてきちっと整備するのを確認するというのを考えていらっしゃるのか。それで、3項がちょっとよくわからないんですけども、例えばキャビネットみたいなものを用意していただいて、それに鍵をかけてきちっと管理する、そういうようなこと。個人ですので、事業主イコールその方しかいないという形なので、事業主だけでも、</p>

	<p>誰かお手伝いしている方に取り扱いをさせないとか、そういうことを想定して書いているんでしょうか。</p>
区側	<p>ご指摘ありがとうございます。この1項の取扱規程に関しましては、区でひな形を用意してお示しするというを想定しております。</p> <p>3項につきましては、個人事業主は自宅が事業所という場合もございますので、きちんと個人のものとは分けて保管を、鍵つきのものということで設けてもらうような想定としております。</p>
区側	<p>補足をいいですか。個人情報の保護に関する特記仕様書、こちらのひな形を広報課のほうで用意して、個人情報を取り扱う委託事業を始める各所管にお示ししているのですが、これまでに個人事業主を想定した仕様書というのをつくっておりませんで、通常の、被雇用者をたくさん抱えている事業所向けのものをそのまま流用したので、ちょっと不適切な表現があるかもしれないのですが、ご指摘のとおり、確かに個人の助産師さんが実際になさるには厳し過ぎるかもということ、所管のほうと話して、こちらを個人事業主が実際に行えるようなものということで表現を考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。</p>
委員	<p>今お話が出ましたので、もしそういうものをつくるのであれば、どんなものをつくったのか、どんなシステムにしたのか、それを区が確認されるのが必要なと。そのところが第4条です。</p> <p>同じく、特記仕様書の第10条なんですけれども、先ほどのお話でいきますと、いろいろコピーや何かして、個人情報にしる、何か使ったものは全部区のほうに返すと。そうすると1項だけしか必要ないんじゃないかと。2項で復元不可能な手段を採用して、廃棄または消去に係る書面を甲に提出しろ、区に提出しろという、先ほどのご説明とちょっと違ってきちゃうかなと。ですから、特記仕様を考えると、もうほんとうに全部返してもらう形にするのか、2項を入れて、何らかの形で区が確認できる方法で処理してもいいですよとするのか、そのところをちょっとお考えになったほうがいいかなと思います。</p> <p>ついでに言いますと、10条1項でいきますと、例えばもう手元には誰々さんに関する個人情報の書類はございませんとか、何か誓約書みたいなものを一緒に出させるとか、そういうような工夫をされるといいんじゃないかなと思います。これが1つです。</p> <p>続けてよろしいですか。あと、資料1-3に行きまして、まず、このフロー図なんですけれども、スタートが申請書の提出になっているんですが、これは個人情報と直接関係ないんですけども、ちょっと知りたいなと思ったのは、そもそもこの事業を、産後の関係する皆さんにどうやって周知しているのか、ちょっとスタートがよくわからなかったの、どんなことを考えていらっしゃるんでしょうか。</p>
区側	<p>お答えいたします。まず、1月からは試行というような形でスタートしようと思っておりますが、当面の間、今、地区担当の保健師が抱えている、不安を抱えていそうな産婦の方、こういったサービスにつなげたいといった方をこのサービスにご案内する予定でおります。4月以降については、その利用状況を見ながら、妊婦健診の中でハイリスクであるような方を中心に、妊婦面接の窓口でチラシなどを配布して周知してまいりたいと思っております。その後、また利用状況を見ながら、区のホームページや区報でご案内をしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>

委員	<p>制度的に非常にいい制度で、何か悩みを抱えていたらすぐにご利用いただいたほうがいい制度じゃないかと。そうすると、こういう制度がありますよということで、初めからいろいろと周知して、ご利用のニーズを把握するとか、そういうほうがよろしいのかなという感じがしております。これは感想でございます。</p> <p>続けてよろしいですか。</p>
会長	はい。
委員	<p>それで、この流れでいきまして、区の一番上のBで、承認の場合には利用者に承認通知書を郵送するという事なんですけれども、この制度でいきますと、助産師さんがご自宅を訪問する形になるわけですよ。そうすると、その通知の中で、区から委託された助産師さんがお宅を伺いますよ、また、個人情報の取り扱いにつきましては適切に行いますよみたいな、そういうことを通知の中に入れられると、安心して受けられるのかなというのが感想でございますが、そうするつもりなのかどうか、では確認しましょうか。</p>
区側	<p>ご意見ありがとうございます。承認の場合のお取り扱いについて、ちょっとそこまで想定はなかったのですが、ご意見をいただきましたので、ぜひそのような形で実施したいと思います。</p>
委員	<p>もう一つその流れで、産後ケア実施（訪問）のところなんですけれども、助産師さんが訪問される時、例えば区の方がどこかに調査に行くときには身分証明書をお持ちになりますよね。だから、区の受託助産師さんですよということがわかるようなものをお持ちになっているのか。何かあると安心してご自宅に迎え入れることができるのかなと思うので、その辺のところは何かお考えでしょうか。</p>
区側	<p>身分証明書、受託者であるということを証明するものを持参していただくことを想定しております。</p>
委員	<p>最後にちょっと細かいところだけ、気がついたところで、資料1-4の下の同意書なんですけれども、これはほんとうに細かくて申しわけないです。言葉に統一性がないものですから。（2）で「受託事業者」が2カ所ございます。（3）で「事業者」になっています。ですから、これは統一されていたほうがいいかなと。受託事業者だと、多分区民の方はわかりづらいので、（助産師さん）とか、何かわかりやすい表現のほうがよろしいんじゃないかと思えます。</p> <p>また、（2）の中で「提供」というのが、区が提供するものが「提供」で、助産師さんが提供するの「情報提供」になっているということで、多分「提供」でよろしいんじゃないかなという気がするので、言葉を統一したほうがわかりやすいかなと思えます。</p> <p>以上です。</p>
区側	ありがとうございます。
会長	大分ご意見、ご感想等、厳しいご質問も出たんですけれども、皆様よろしいでしょうか。
委員	<p>ちょっとすいません。極めて基礎的なことで、よくわからないものですからお伺いするんですけれども、別紙1の先ほどフロー図の中に出てきたところと、申請書の中身にかかわることなんです。申請書の中段に、先ほどもご指摘がありました世帯区分が入っております。それ</p>

	<p>で、これを提出して、区で料金を管理するという事なのかなとは思いますが、助産師さんにその情報をお渡しするというのは、助産師さんが事業者として直接利用者からご料金をもろうからということなんですか。</p>
会長	<p>どうぞ、お答え。</p>
区側	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>それは何か工夫はできないんですかね。何となく、この事業と世帯区分の必要性というのがあまり密接に関係がないんじゃないかなと思われて、そうすると、何か工夫があったほうが支援を受けられる方もいいのかなという気もしますけれども。これは私も素人なのでよくわかりませんが。</p>
区側	<p>これは厚生労働省のガイドラインで、利用料を自己負担としていただくことになってございます。その際には、通常の課税世帯には現在のところ1,000円という設定を予定しておりますが、例えば非課税世帯であればその半額、生活保護世帯であれば無料ということで厚労省のガイドラインに示してございまして、それを助産師がサービス提供後にいただく際に見て、徴収するために必要な項目と考えております。</p>
委員	<p>よくわかりませんが、助産師さんは、助産師さんとしてのいろいろなお仕事の中で利用者からの料金をお取りになっていると思うんですが、そういう世帯区分に応じた利用料を、ほかのサービスもお取りになるように、もう既に定着しているのでしょうか。</p>
区側	<p>利用料金を取るというのは区の事業としては初めてのものです。個人的に乳房マッサージをやっていらっしゃる助産師さんは実費を徴収するというやり方をしておりますが、区の事業としては初めての内容です。</p>
委員	<p>若干、社会的な地位にかかわる情報なので、本来の事業との関連性があまりなければ、何らかの工夫をしてやるというのがベターなのかなという気はしますが。</p>
区側	<p>趣旨は理解いたしました。こちらのほうでも、再度、この表記については検討したいと考えております。あくまでも助産師が利用料としていただくものがわかれば、事業としては可能なので、ちょっとそのあたりは表現の仕方を検討いたします。</p>
委員	<p>その差額分はどなたが負担することになるんですか。</p>
区側	<p>区が負担します。</p>
委員	<p>そうしますと、区までは情報をおとりになったとしても、差額分は後ほど区がお支払いになるとかして、必ずしも助産師さんのほうで、このことが必要なかどうかというのは微妙じゃないかなという気もしますが。</p>
区側	<p>ちょっと補足をよろしいでしょうか。利用者は助産師さんが来たときにその場でお支払いをするわけです。そうすると1,000円か500円か無料の3択で、区と利用者の間の金銭のや</p>

	<p>りとりはなく、例えば助産師さんが行って1回1万かかれば、その差額の9,000円なり全額を区が助産師さんに直接支払います。助産師さんがもらう金額をわからないようにやりとりをするためには、この利用者が区のほうと直接お金をやりとりするわけで、そうすると、今度は利用の手間がまた別な流れとして増えてきてしまいますので、その辺の手順と負担の関係を、どういう形が一番いいかというのは、今ここでお答えするのはちょっと難しいところがあります。</p>
委員	<p>そうですね。おっしゃるとおりです。</p>
区側	<p>ただ、いきなり住民税非課税世帯とか生活保護世帯という名前を言う必要があるかどうか、単純に助産師さんには、無料とか金額さえわかればいいので、そういう言い方はできると思います。ただ、助産師さんは別に規定、要綱等を送りますから、それを見てしまえば結果的にわかるわけです。</p> <p>助産師さんは多分、出産のときにもかかわっていますから、生活保護の方は無料券という形でいきますので、結局そういうのはみんな知る立場にあるのは事実です。ですから、助産師さんがこの3つの区分で、あなたはこうなんだろうという差別的なことをやるような方は、そもそも助産師さんとしての資質の問題になるんだろうと思うんです。</p> <p>ただ、今ご指摘もありましたので、極力伏せて趣旨が伝えられるなら、それにこしたことはありませんので、所管のほうにこの書類の書き方を工夫していただこうと思います。今の時点ですぐできるかどうかわかりませんが、厚労省の通知だとか制度の仕組みとか金銭の仕組み。例えばそのために利用者さんの負担とか手間が増えるのであれば、かえって利用が減ってしまいますので、そこは利用を阻害させないように検討させていただければと思います。</p>
会長	<p>よろしくお願いします。</p>
委員	<p>今日初めてこちらの会議に出席させていただいたので、ちょっと見当違いのことを申し上げていたら申しわけないんですけども、先ほどお話にもありましたように、非常に利用しやすい、区民の方々を思った制度なので、使いやすく、なるべく早くスタートさせてあげればいいなど思いながらも、例えば助産師さんが、今回区からいただいた個人情報をもとに、特に乳房マッサージとか、多分1回で終わらないで継続的に利用者さんを縛ることが多いと思うんです。そういうときに、例えばこちらでいただいた情報をもとに、言い方は変かもしれないんですけども、助産師さんが営業をかけると申しますか、そういうことをしてしまうと、これは資料の7条にあるように、「知り得た個人情報を、委託された業務以外の用途に使用」に抵触することになるのでしょうか。多分これは継続的に使われる方が多いような気がするので、その辺の徹底についてはどのようにされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
区側	<p>おっしゃるとおり、1回だけのサービス、区が助成しまして、本人負担1,000円ということで利用できる。そういうことで、1回では済まない場合もありますが、こちらが委託しようとしている助産師につきましては、区的新生児訪問なども受けていただいている方ですので、それを営業に使うというようなことではない方を選んでおりますし、もし2回目以降のケアが必要な場合は、そういったサービスを行っている医療機関とか助産師会というのを目黒、世田谷でつくってございますので、そういったところをご案内するような制度設計を考えておりま</p>

	す。
会長	よろしいですか。
委員	わかりました。実はここで話すのもあれなんですけれども、こういうのを利用したことが私もありますので、やっぱり1回こっきりじゃ終わらないというか、次にまた来てという形に、どうしても密室で行われることですし、つながりやすいことですので、そのあたりを徹底する工夫があってもいいかなと思いました。ありがとうございました。
委員	今のことに関連してなんですが、逆に利用者の方が来てくださった助産師さんに、それこそ密室と言ってはあれなんですけれども、継続的にお願いしたいというふうになった場合に、区としてどういう対応を考えているのかというのは。助産師さんのほうから営業をかけるわけではなくて、せっかくコミュニケーションをとったところで2回目、3回目をお願いしたいですというふうに希望された場合は、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。
区側	世田谷、目黒の助産師一覧表というのをまずはお渡しして、この中からお選びくださいというご案内を想定しております。
委員	あくまで助産師さんは、それに応じるということではなくて、一度必ずご相談くださいと言って、相手が自分に相談してくる分には、そこから先は構わないという考え方ですね。
区側	はい。
委員	わかりました。ありがとうございました。
会長	それではよろしいでしょうか。
委員	すいません、質問ではありませんが、これから採決をするわけじゃないですか。私は賛成する立場なんですけれども、やっぱり審議する中で、まだまだ不十分なところが非常にあると感じているんです。だから、これをきちっともう少し綿密にというか、丁寧につくっていただきたいということは意見・要望として述べたいのですが、先に言ったほうがいいでしょうか、それとも採決をとった後なんでしょうか。
会長	それは、今後のこの制度設計に向けてのご意見ということで記録に残していただいて、意見を必ず反映させていただきたいというふうに要望すると。それでよろしいですか。
委員	はい。
会長	では、委員のご要望についてはきちんと記録を残してとどめていただきたいと。
委員	私をご参考にちょっと1点だけお伺いしたいんですけれども、よろしいですか。特にこうしてほしいということではないんですが、この事業を拝見しますと、これも先ほどお話があったように、厚生労働省の要領があると思うんですけれども、助産師さんに情報が行って、助産師さんが訪問していかれるというたてつけになっております。そういうのだと、アセスメントを

	<p>保健師さんがやられて、あなたの場合はどうも授乳に苦勞されているので、受けたほうがいいですよということでアドバイスをされて、その上で申請をされることだと思うんです。そうすると、一般的には、サービスを受けられる方のほうがそういう情報ももらって、助産師さんを紹介する、こういう事業者がありますよというのを紹介して、そこに訪問されるというのが一般的じゃないかと思うんですけれども、なぜ逆になっているのかというのがよくわかりません。</p> <p>私は経験がないんですけれども、どうも授乳にご苦勞される方は、委員がおっしゃったようにいろんなことで助産師さんのところに行かれたり医院に行かれたりされていらっしゃると思うんですけれども、ご自分自身にご苦勞されて保健師に相談されたり、子育てのあれで相談されたりして積極的に行かれるということなんだと思うんですが、なぜ逆になっているのかというのはよくわかりませんけれども。</p>
区側	<p>委員がおっしゃった内容も産後ケア事業として、通所型という形で用意はされております。私どもが始めようとしている訪問型というのは、なかなか外に出るのも困難であるとか、メリットとしては、出向いたことによって、住環境が把握できるという点がございます。退院して実家に帰って子供と2人で向き合ったときに、おっばいの不安もそうですが、育児についてかなり不安をお持ちです。そういったときに、本来なら通所型という形で助産院やデイホームというところに行かれるといいんですけれども、なかなかそれもできない、外に出ることもできないぐらい不安を抱えていらっしゃる場合もございます。そういった方にまずはこのサービスを届けたいということです。</p>
委員	<p>その場合、出張サービスをしてもらうにしても、申請者をご自分で助産師さんに連絡されて来てもらうというふうな、何かちょっと行政の押しつけみたいな形なのか何なのか、そのところがよくわからないんです。その申請はするんですよね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>申請をして、どこかの助産師さんがお見えになるということになっているので。そうすると、申請して、あなたがやってもいいですよということになれば、積極的に登録されている助産師さんに自分で連絡できるような仕組みになぜしていないのかなという。行かなくてもという気がしますが。</p>
区側	<p>まず目黒区で、私どもとしては、7人の個人事業主の方に、区と事業の実績がおありの方にお声がけをした中で、お二人の方からオーケーの内諾が得られたという点が1つございます。本来なら、助産師組合というような名簿をお渡しして、そこでご自分で利用していただくというのが本来の姿とは思っておりますが、今回いろいろ当たった中では、2名の助産師から内諾が得られているという状況もございまして、特定の助産師を使うということです。</p> <p>それから、厚労省のガイドラインでは、利用料金を取るというのが産後ケア事業だと言っていること、こういった点からでございます。</p>
区側	<p>ちょっと補足をよろしいでしょうか。今、冒頭、この産後ケア事業の中には宿泊型、通所型、訪問型の3つありますと。産婦さんにとって一番楽なのは宿泊型なんです。産院とか病院の中に3日とか4日泊まって、全部面倒見て、その中でいろんなことを教えてもらう、身も心もゆっくりできる。ただ、区内にそういうことができる医療機関がありません。目黒区でも早くや</p>

	<p>りたいんですが、受け皿がない。通所型というのはデイサービスの的なもので、事業者さんが複数来て、今日はAさん、Bさんですよとってもらえるようなところがあれば理想なんですが、それはないです。</p> <p>ですから、本来、訪問型は、やはりなかなか自分から積極的なアプローチ、アクションを起こしにくい方とか、家庭にさまざまな問題があったりとか、3つのタイプの中のメリット、デメリットがそれぞれあると思うんです。それがうまく機能していくのが一番望ましいと思うんですけれども、今、課長から申し上げたように、助産師さんは7人しかいない。そのうちこういうことができるのはお二人しかいない中で、なかなか家庭の中で孤立しがちな方に手を伸ばしたいという、まずできるところから始めたいというもので、今後、所管課としては訪問型で終わるわけではなくて、宿泊型とか通所とか、出産関係の医療機関と相談しながら拡大したいと思ってございます。</p> <p>ですから、こうじゃないかというご意見は多分にあるのはわかります。ただ、今動けること、やれるところがやっとな見つかったのでまず始めたい。実は二、三年前からずっと助産師の事業所を探していたけれども、手いっぱい余裕がありません、無理ですとお断りされてきている中で、やっとなここが一步踏み出した。いろんな細かい課題、ご指摘をいただきましたので、それを参考にして、いいものをつくって進めたいと思っておりますので、ご理解いただければと。</p>
区側	はい。今、説明していただいたとおり、31年度、通所型、宿泊型についても検討してまいりたいと思ひまして、その際はまたご審議いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	よろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	全員賛成です。
会長	全員賛成でした。賛成16、反対ゼロということですので、諮問については可とさせていただきます。どうもありがとうございました。 それでは、続きまして、諮問事項(2)高額障害福祉サービス等給付費の算定の外部委託に係る個人情報の取扱いについてでございます。区からの説明をお願いいたします。

(2) 高額障害福祉サービス等給付費の算定の外部委託に係る個人情報の取扱いについて

区側	(資料により説明) (約13分)
会長	ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。
委員	なかなか難しく、障害福祉サービスは65歳になると介護保険優先制度のもとでそちらに移る。高額負担になった場合の情報は、既に平成19年に外部結合しているとおっしゃいましたよね。そうすると、今回これが諮問になったのは、高額障害者福祉サービス給付費の対象者

	<p>が新たに拡大されたという理解でいいんですよね。そのために、また外部結合する量が大きくなったということで諮問がここにかけられたんですよね。そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>これについては、資料２－２の先ほど説明しました送信項目ということで、１つは、法改正でこの償還払いの制度が始まったということと、そのサービスの償還払いにするために必要な情報として、こちらの情報を東京都の国保連とやりとりする必要性が生じてきたということで、今回諮問にかけたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>資料２－２で、取扱件数は約５０人で増加の見込みと書いてあるんですけども、障害者の方たちがどんどん高齢化が進む中では、当然もっと対象者が増えてくると思うんです。そうすると、外部結合する情報が今後どんどん増えてくるのではないかと思うんです。東京都国民健康保険団体連合会のシステムにたくさん情報が集まってくるわけですよね。そうした場合、きちんと情報が確保されているかとか、守られているか、そういうチェックというのは東京都なんですか。例えば目黒区が外部結合するわけですから、目黒区としてもこの機能がきちんと、情報が漏れることなくきちんとされているかというチェックはどうなるんでしょうか。それは東京都、目黒区が独自で行うということなんですか。その辺がよくわからないんですが。</p>
区側	<p>こちらの東京都国保連については、もちろん都道府県単位ということで、都内で自治体、おそらく市町村も含めると六十幾つあるというふう聞いておりますけれども、そういった方の全ての情報が、障害だけではなくて介護や国民健康保険の情報もやりとりしているということで、その中で、例えば協定書の内部規定ですとか情報ポリシー等も含めて、内部的な監査も含めて、そういったセキュリティに関しては一定の制度設計がなされているという認識のもとで、こちらのほうも新たに情報を追加するという考えでございます。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>ちょっとわからないので教えてほしいんですが、このシステムというのは、東京都の国保連だけが持っているシステムですか。それとも全国的に共通のシステムを使っているんですか。</p>
区側	<p>こちらにつきましては、資料２－５の中でありまして、最終的には全国のデータセンターとやりとりしているものですので、おそらく東京都以外でも各道府県単位でこういったシステムが行われているということで、その中で都道府県・保険者ネットワークを通じてやりとりしているということですので、東京都に限らず、ほかの道府県も同様なやり方をしているという。</p>
委員	<p>共通なわけですね。</p>
区側	<p>ただ、今回の情報については、東京都の国民健康保険連合会の間で行ったり来たりしているところになります。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>これ、区側の端末は何台あるんですか。</p>

区側	やりとりする端末は1台です。
会長	これ、19年に外部結合の諮問をしましたがけれども、これって今まで事故は起きていますか。
区側	ありません。
会長	ありがとうございます。皆様のほうからご意見等はよろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。この諮問につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	16名全員です。
会長	反対者ゼロということで、諮問については可とさせていただきます。 では、最後の諮問事項(3)介護保険事業者指定業務に係る電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。

(3) 介護保険事業者指定業務に係る電子計算組織の外部結合について

区側	(資料により説明) (約8分)
会長	ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
委員	<p>初歩的なことですがちょっとよくわからないので。「東京都が新たなシステムを構築し」と書いてあるんですけれども、これは全国の自治体、東京だけではなく、他の自治体も同じような動きの中で来ているんですか。例えば東京の場合は介護事業者がたくさんありますよね。でも、他の自治体、地方の中では事業者が少ないところもあるんですけれども、そういうところも一斉な形でこうしたシステムの中に入っていきませんか。</p> <p>それと、例えば介護事業者は、状況によっては閉鎖、廃業していくところもありますよね。そうした場合はこのシステムから排除されるのでしょうか。その辺はどうなるんでしょう。</p> <p>それと、先ほど出てきたけど、ここには相当の情報がどんどん入っていくという理解でいいんですよね。すごい情報が入ってきますよね。障害も入っていくし、介護も入っていくし、国保のほうもだと思えるんですが、そういう状況の中の集まりにセキュリティがやっぱりちょっと不安になるんですが、その点はどうなんですか。</p> <p>以上です。</p>
区側	<p>お答えします。まず、システムの構築でございますが、こちらは東京都が構築したシステムですので、ほかの道府県で同様のことがあるかはちょっと把握していないんですけれども、規模の大きなところはつくっていてもおかしくはないのかなというところがございます。</p> <p>次に、2点目、閉鎖、廃業の場合でございますが、こちらは更新等と同様に、閉鎖、廃業の届け出を私どもで受けまして、その内容をシステムに入力して反映させるというふうに理解しております。</p> <p>最後に、国保連が保有する情報ですけれども、確かに膨大なものはございますけれども、現状で既に私どもが紙で東京都に進達している内容が国保連のほうに事業所のデータとしても登</p>

	<p>録されております。最終的に国保連が持っているデータの質というものが変わるものではないというふうに理解しております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>ちょっと初歩的な質問なんですけれども、個人情報保護法を正確に勉強していなくて申しわけないんですが、この取り扱いに関連して、個人情報に該当するというのは、どこを考えていらっしゃるんですか。</p>
区側	<p>資料3-2の3の(1)のイをごらんいただきたいと思うんですけれども、項目として、氏名、住所、生年月日という個人が特定し得る情報をまずは登録します。それから電話番号とかファクシミリ番号とか、通常、連絡するのに必要な、でも個人情報に当たるようなもの。さらには資格に関する情報もありますので、このあたりが個人情報に該当するというので今回お諮りしているものでございます。</p> <p>ただし、あくまでデータを外部結合するのでお諮りしておりますが、結果的にほかの自治体から見えるのは、法人の代表者の方とか役員の方のお名前、あとは管理者の方のお名前のみということになりまして、登録する情報とよそから見える情報には差があるところでございます。</p>
委員	<p>一般的な法人以外で、自然人の情報というのは入るんですか。</p>
区側	<p>通常ですと、介護事業所というのはほとんどの場合が法人でございます。ただ、まれに個人でやっていらっしゃる事業所も制度上はなくはないので、それを入力する可能性はございますが、現状、目黒区で個人として登録していらっしゃる事業者さんはいらっしゃいません。</p>
委員	<p>そういうことですか。わかりました。</p>
会長	<p>一応皆様には16時までとお伝えしているのですが、現在、審議の途中ですので、定刻を過ぎた以上、ここで打ち切って次回に回すか、申しわけないんですけれども、時間をもうちょっととっていただいて採決まで行くか。質疑応答の途中で打ち切るのもなんですので、もうちょっとだけお時間をいただいて、採決までさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>申しわけありませんが、もうしばらくおつき合ください。</p> <p>では、質疑応答を続けたいと思います。ご意見、ご質問等ありましたら。</p>
委員	<p>今のところに関して、資料3-3の5の(3)参照情報の管理ということで、先ほどご説明があったように、みんなが見られるのは法人代表者名(法人でない場合は申請者名)、役員氏名、管理者名ということです。こういう情報というのは何らかの形でオープンになっている情報なんですか。その辺のところを教えてくださいませんか。</p>
区側	<p>まず、法人の代表者名などでいいますと、登記で確認できる内容になりますのと、事業所の管理者のお名前ですと、通常、私どもで事業所の情報というの公開しているんですけれども、その中でも一定、必要であれば公開していく情報に該当いたします。</p>
委員	<p>役員氏名、管理者名も、その辺はオープンになっている情報というふうに理解してよろしいんでしょうか。</p>

区側	役員氏名も法人登記は同様でございます。管理者名というのは、例えば法人が運営していて、事業所ごとに管理者を置くので支店長さんのような扱いというのが管理者名になりますので、責任者の方として必要に応じて公表するものでございます。
委員	ということは、情報公開請求があったときにはオープンになる情報だということですね。
区側	はい。
委員	わかりました。このところで、要は、ほかの個人情報制限するんだとしていますが、それは何か制度的にやるんですか。
区側	システムの、そもそも私どもでほかの自治体の登録情報を見ようとしても画面から見えないというような機械的な規制がかかっております。
委員	国保連合会のほうでそういうシステムにするわけですね。
区側	国保連といたしますか、東京都のほうで構築したシステムがそういう仕組みになっているところでございます。
委員	わかりました。それで、もう一つ聞いていいですか。資料3-9ですけれども、下のほうのシステム利用後の図で、目黒区からLGWANで東京都の新しいシステムに行って、またLGWANで東京都に行っています。上の現行システムの図と比較した場合、上の図の東京都の範囲に入るのは、東京都の新規構築システム以降、東京都まで、この枠組みが全て東京都の責任という考えでよろしいんですよね。
区側	都が構築しているシステムでございますので、情報管理については都が責任を持って行うということになるかと思います。
委員	わかりました。つまり、上の図の東京都に当たる部分がその範囲でいいわけですね。東京都への、上の届出（進達）なんですけれども、先ほど進達がほかの説明のところで項目で出ていたんですが、目黒区から点線が出ていきまして、左のLGWANから東京都の新規構築システムまでの点線の矢印、ここが進達になるということによろしいですね。
区側	はい。
委員	わかりました。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	16名全員です。

会長	賛成16名、反対ゼロということで、諮問については可とさせていただきます。 では、以上をもちまして、本日予定しておりました諮問に係る審議は終了いたしました。
----	--

4 その他

会長	事務局からその他として何かございますでしょうか。
区側	(次回開催予定等について伝達)
会長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。それでは散会いたします。どうもありがとうございました。

以 上